

別表 1

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業構造変更		
資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	減資後に㈱産業再生機構及び（有）とちぎフレンドリーキャピタルによる増資により資本を増強し、バス事業の拡大を図る。 現在の資本金 : 300 百万円 減資する資本金 : 297 百万円 増資する資本金 : 325 百万円 増加する資本準備金 : 325 百万円 増資の方法 : 第三者割当方式による新株発行（一部現物出資方式を含む） 減資時期(予定) : 平成 16 年 3 月 24 日 増資時期(予定) : 平成 16 年 3 月 24 日 現物出資に係る財産の内容及び価額 財産の内容 : 貸付金 財産の価額 : ㈱足利銀行 500 百万円 減資と同時に行う株式の併合 併合の内容 : 100 株を 1 株とする 併合時期 (予定) : 平成 16 年 3 月 24 日	租税特別措置法第 80 条の 2 （認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 法第 12 条 （新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例） 法第 12 条の 11 （資本等の減少に関する特例）

合併による中核的事業の開始、拡大、又は能率の向上	当社は、当社の 100%子会社である関東バス総合サービス株式会社を平成 17 年 4 月に吸収合併を行う。 ① 存続会社 名称：関東自動車株式会社 住所：栃木県宇都宮市駅前通り 三丁目二番五号 代表者の氏名：保坂 正次 資本金：3 億円 ② 消滅会社 名称：関東バス総合サービス株式会社 住所：栃木県宇都宮市駅前通り 三丁目二番五号 代表者の氏名：佐藤 務 資本金：3,000 万円 ③ 合併比率 100%子会社との合併のため、 新株式は発行しない。 ④ 合併期日 平成 17 年 4 月 1 日（予定） なお、関東バス総合サービスが保有する不動産については、含み損を抱えているものが多く、合併後の当社の財務健全性を保つために、適格合併で当社と合併する前に、時価で当社に売却する予定。	租税特別措置法 第 80 条の 2 （認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 地方税法附則 第 11 条の 4 （不動産取得税の減額）
事業革新	第 2 条第 2 項第 2 号ハ OD 調査システムの導入により、路線毎の損益管理及び路線内の乗降客量の把握を円滑に行うことで、バスの運行回数の適正化が図れ、顧客の需要に合ったバスダイヤの編成が行えるようになる。これにより不必要なバス運行を減らすことが可能となり、平成 15 年度の運行経費と平成 19 年度の運行経費を比較すると、約 5.6%の改善が見込める。	